

<新旧対照表> 「りそなグループアプリ for ビジネス個別取引規程」

項目	現行	改定後	変更内容・補足説明等
りそなグループアプリ for ビジネス個別取引規程	<p><b>第2条 振込取引</b></p> <p>3. 1日あたりの振込限度額</p> <p>(1) 本アプリにおける1日あたりの振込取引の上限金額（以下「1日あたりの振込限度額」という）は当グループ所定の金額の範囲内とします。当グループは1日あたりの振込限度額を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>(2) 1日あたりの振込限度額は当グループ所定の範囲でお客さまにて変更可能です。</p>	<p><b>第2条 振込取引</b></p> <p>3. 1日あたりの振込限度額</p> <p>(1) 本アプリにおける1日あたりの振込取引の上限金額（以下「1日あたりの振込限度額」という）は当グループ所定の金額の範囲内とします。当グループは1日あたりの振込限度額を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>(2) 1日あたりの振込限度額は当グループ所定の範囲でお客さまにて変更可能です。</p> <p>(3) <b>本アプリで設定した1日あたりの振込限度額には、本アプリから行う振込金額のほか、PayB・納付書支払い（eL-QR）の取引金額が含まれます。</b></p>	機能追加に伴う変更
	<p><b>第3条 税金・各種料金の払込み「Pay-easy」</b></p> <p>3. 依頼内容の取消</p> <p>(1) 依頼内容が確定した後は、依頼内容を取消することはできません。この場合は、直接収納機関との間で協議してください。</p> <p>(2) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて取消となる場合があります。</p>	<p><b>第3条 税金・各種料金の払込み「Pay-easy」</b></p> <p>3. 依頼内容の取消</p> <p>(1) 依頼内容が確定した後は、依頼内容を取消することはできません。この場合は、直接収納機関との間で協議してください。</p> <p>(2) 収納機関からの<b>要請</b>により、一度受け付けた払込みについて<b>取消</b>しとなる場合があります。</p>	用語の平仄を合わせるため
	<p><b>第6条 （新設）</b></p>	<p><b>第6条 PayB サービス</b></p> <p>1. サービス内容</p>	機能追加による新

		<p>「PayB サービス」とは、当社が決済事務を委託しているビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等（以下「加盟企業」と総称します。）の発行した払込票、請求書等（以下「払込票等」といいます。）についての支払をする際に、本アプリのバーコード読取機能を用いて、当該払込票等に印字された請求情報等を記録したバーコードを読み取り、本アプリの画面上に表示された請求金額その他の情報を確認のうえ、当社所定の方法で支払承認をすることにより、セットアップ口座より資金を引き落としのうえ、当該請求金額を支払うことができるサービスです。当社は、お客さまのために、当該支払に係る手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。</p> <p>2. ご利用条件</p> <p>お客さまは、PayB サービスでは支払代金の領収書が発行されないことを承諾のうえ本アプリを使用するものとし、支払内容の詳細は、支払の都度お客さまの登録メールアドレスに送信される支払完了通知メールおよび普通預金口座の入出金明細で確認するものとします。</p> <p>3. 取引限度額</p> <p>PayB サービスにおける1回あたりの取引限度額は、当グループ所定の金額とします。当グループは、お客さまに事前に通知することなく、当グループ所定の金額を変更できるものとします。</p> <p>4. 加盟企業との取引</p> <p>お客さまが PayB サービスを通して行う加盟企業との取引は、お客さまと加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によ</p>	設
--	--	---	---

<新旧対照表> 「りそなグループアプリ for ビジネス個別取引規程」

		<p>って規定されます。当社は、当該取引について当社が直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず取引に関する責任は負いません。したがって、取引に際し、万一トラブルが生じた際には、お客さまと加盟企業との間で解決していただくことになります。</p>	
	<p><b>第7条 (新設)</b></p>	<p><b>第7条 納付書支払い (eL-QR)</b></p> <p><b>1. サービス内容</b></p> <p>(1) 納付書支払い (eL-QR) (以下「納付書支払い」という) とは、お客さまからの本アプリの操作による依頼に基づき、セットアップ口座より資金を引き落としのうえ、eLTAX (地方税共通納税システム) を通じて、地方公共団体に電子納付を行うことができるサービスをいいます。</p> <p>(2) 利用時間は当グループが定める利用時間内とします。ただし、利用時間内であっても、依頼について当グループから地方公共団体に内容の確認を要する等、当グループ所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、取り扱いできない場合があります。</p> <p>(3) 納付書支払 (eL-QR) をご利用できるのは、りそな銀行の口座をセットアップ口座としているお客さまに限ります (2026 年 3 月 19 日時点)。</p> <p><b>2. 取引限度額</b></p> <p>本アプリにおける 1 日あたりの取引限度額は、当グループ所定の金額とします。当グループは、お客さまに事前に通知することなく、当グループ所定の金額を変更できるものとします。</p> <p><b>3. 依頼内容の取消</b></p>	

<新旧対照表> 「りそなグループアプリ for ビジネス個別取引規程」

		<p>(1) 依頼内容が確定した後は、依頼内容を取消することはできません。この場合は、直接納付先の地方公共団体との間で協議してください。</p> <p>(2) 地方公共団体からの要請により、一度受け付けた支払いについて取消しとなる場合があります。</p> <p>4. 納付等に関する照会</p> <p>電子納付の納付情報の内容、納付先の地方公共団体での納付手続きの結果等、その他電子納付等に関する照会については、納付先の地方公共団体に直接お問い合わせください。</p>	
	<b>第6条 個別規程の改廃について</b>	<b>第8条 個別規程の改廃について</b>	ナンバリングの修正
	以下余白	以下余白	以下余白

以上